

# 第1章 計画の概要

## 1. 計画策定の背景と趣旨

急速な少子高齢化の進行等によって地域社会や家庭を取り巻く環境が変化している中で、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ、育つことができる地域社会の形成を目的とし、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定されました※。

北秋田市においては、旧鷹巣町、旧合川町、旧森吉町、旧阿仁町がそれぞれ策定した「次世代育成支援行動計画（前期計画）」を引継ぎ、平成22年3月に「次世代育成支援後期行動計画」を策定し、総合的な子育て支援を行ってまいりましたが、その間も、社会・経済の情勢や子どもを取り巻く環境は変化してきました。待機児童の増加、子どもの貧困、児童虐待など、子どもや子育て家庭を取り巻く社会環境の変化とそれが及ぼす影響は大きな社会問題となっています。

そうした中で、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供する体制の整備を図るとともに、全ての子どもの健やかな育ちを等しく保障するため、平成24年8月に子ども・子育て支援法をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が制定され、平成27年度から『子ども・子育て支援新制度』がスタートします。

北秋田市では、次世代育成推進対策法に基づく「北秋田市次世代育成後期行動計画」に掲げる施策を引き続き推進するとともに、新法に基づき、「北秋田市子ども・子育て会議」を設置し、ニーズ調査により把握した利用希望などを踏まえ審議を行い、平成27年度からスタートする「北秋田市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

（※「次世代育成支援対策推進法」は平成37年3月31日まで10年間延長されました。）

## 2. 計画の性格

本計画は、すべての子どもとその家庭、地域、事業者、行政などを対象としており、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とし、あわせて、新法に基づき、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」（以下「基本指針」という。）を踏まえ策定するものです。

さらに、基本指針に基づき、秋田県が策定する「秋田県子ども・子育て支援事業計画」や「北秋田市保育園等整備計画」など、関連する他の計画との整合を図り、子ども・子育てに関する各種施策及び事業を総合的に実施します。

### 3. 計画の位置づけと期間

本計画の計画期間については、平成27年度から平成31年度までの5年間の第1期とします。（新法において5年間と定められています）

なお、基本指針に基づき、計画期間の中間年となる平成29年度を目安として、本計画の達成状況の点検及び評価の結果に応じて、必要な場合には計画の見直しを行います。